明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕

一　○経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定の適用を受けるインドネシア人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針の特例を定める件の一部を改正する件（法務二四六）

二　○経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の適用を受けるフィリピン人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針の特例を定める件の一部を改正する件（同二四七）

三　○平成二十四年四月十八日にベトナム社会主義共和国政府との間で交換が完了した看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する書簡の適用を受けるベトナム人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針の特例を定める件（同二四八）

○経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定の適用を受けるインドネシア人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針の一部を改正する件（同二四九）

○経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の適用を受けるフィリピン人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針の一部を改正する件（同二五〇）

四　○平成二十四年四月十八日にベトナム社会主義共和国政府との間で交換が完了した看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する書簡の適用を受けるベトナム人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針の一部を改正する件（同二五一）

○外交及び公用旅券所持者に対する査証の相互免除措置に関する日本国政府とアラブ首長国連邦政府との間の口上書の交換に関する件（外務一六七）

○一部査証の相互免除に関する日本国政府とアラブ首長国連邦政府との間の口上書の交換に関する件（同一六八）

○風力発電システム整備計画のための贈与に関する日本国政府とトンガ王国政府との間の書簡の交換に関する件（同一六九）

五　○ウガンダ東部チョガ湖流域地方給水計画のための贈与に関する日本国政府とウガンダ共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同一七〇）

○肥料を登録した件（農林水産八六九）

○租税特別措置法施行令第十七条第二項第四号及び第三十九条の二十六第二項第四号の規定に基づき、農林水産大臣が認定する市場として認定した件の一部を改正する件（同八七〇）

六　○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律に基づき、船級協会の登録をした件（国土交通四四二）

〔国会事項〕

〔人事異動〕

内閣　内閣府　外務省

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

労　働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）

国家試験

平成二十九年度裁判所職員採用一般職試験（裁判所事務官、高卒者区分）公告（最高裁判所）

〔公　告〕

諸　事　項

官庁

土地家屋調査士懲戒処分、特定保険募集人の所在の確知等、建設業の許可の取消処分関係

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係

会社その他

告　示

○法務省告示第二百四十六号

経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定の適用を受けるインドネシア人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針の特例を定める件（平成二十三年法務省告示第三百六十七号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年五月十七日

法務大臣　金田　勝年

第一中「平成二十五年度まで」を「平成二十六年度まで」に、「又は平成二十七年二月二十四日閣議決定「経済連携協定（ＥＰＡ）に基づくインドネシア人及びフィリピン人看護師・介護福祉士候補者の滞在期間の延長について」」を「、平成二十七年二月二十四日閣議決定「経済連携協定（ＥＰＡ）に基づくインドネシア人及びフィリピン人看護師・介護福祉士候補者の滞在期間の延長について」又は平成二十九年二月三日閣議決定「経済連携協定（ＥＰＡ）に基づくインドネシア人、フィリピン人及びベトナム人看護師・介護福祉士候補者の滞在期間の延長について」」に、「若しくは平成二十八年度に実施される看護師国家試験（以下「平成二十八年度看護師試験」という。）」を「、平成二十八年度に実施される看護師国家試験（以下「平成二十八年度看護師試験」という。）若しくは平成二十九年度看護師試験（以下「平成二十九年度看護師試験」という。）」に、「若しくは平成二十八年度に実施される介護福祉士国家試験（以下「平成二十八年度介護福祉士試験」という。）」を「、平成二十八年度に実施される介護福祉士国家試験（以下「平成二十八年度介護福祉士試験」という。）若しくは平成二十九年度に実施される介護福祉士国家試験（以下「平成二十九年度介護福祉士試験」という。）」に改める。

第二の一中「又は一の七に掲げる平成二十五年度入国特例インドネシア人看護師候補者」を「、一の七に掲げる平成二十五年度入国特例インドネシア人看護師候補者又は一の八に掲げる平成二十六年度入国特例インドネシア人看護師候補者」に改め、第二の一の七の次に次のように加える。

一の八　平成二十六年度入国特例インドネシア人看護師候補者　平成二十六年度に本邦に入国したインドネシア人看護師候補者のうち、協定附属書十第一編第六節1の規定に基づき